

奈良県告示第三百三十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び橿原市環境づくり部環境衛生課（橿原市八木町一丁目一番一八号）において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地  
株式会社小山商会大阪支店 取締役支店長 清水 卓己  
大阪府東大阪市楠根一丁目二番三一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社小山商会関西工場  
橿原市十市町四二一番一号
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第六十七号に掲げる洗濯業の用に供する洗浄施設四基
特定施設の能力	五〇kg／回 三基 一〇〇kg／回 一基
特定施設の工事着手予定年月日	許可後直ちに
特定施設の工事完成予定年月日	工事着工後直ちに

特定施設の使用開始予定年月日	工事完了後直ちに
----------------	----------

四 特定施設の使用方法に関する事項

特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間  季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	九時間
	なし
の値 等の 水大 汚最 るび れ及 さ値 出の 非常 排常 ら通 かの 設態 施設 定染 特汚	項目  水素イオン濃度（水素指数）  生物化学的酸素要求量（BOD） （単位 mg/l）  化学的酸素要求量（COD） （単位 mg/l）  浮遊物質質量（SS） （単位 mg/l）  ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （単位 mg/l）
通常	九・〇～一〇・〇  三六〇  九〇  一〇〇  一〇〇
最大	九・〇～一〇・〇  四〇〇  一〇〇  一二〇  八〇
特定施設から排出される汚水等の一 当たりの通常量及び最大量（単位 $m^3$ ）	一八四・六  二三九

五 汚水等の処理方法に関する事項

項目		処理前	処理後	処理施設の種類	処理施設の構造	処理施設の能力	汚水等の処理方法		処理施設の使用開始年月日	処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間	季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）
							A施設	B施設			
通常		なし（全ての施設）		洗濯廃水処理施設（以下「A施設」という。）	A施設 RC造	A施設 三五〇m <sup>3</sup> /日	A施設 接触ばっ気及び急速ろ過	平成四年八月三十一日（全ての施設）	終日（二十四時間）（全ての施設）		
最大											
通常				合併処理浄化槽（以下「B施設」という。）	B施設 FRP	B施設 二〇人槽	B施設 分離接触ばっ気				
最大											



排出水の汚濁状態				項目
浮遊物質 量 (SS) (単位 mg)	化学的酸素 要求量 (COD) (単位 mg/l)	生物化学的酸素 要求量 (BOD) (単位 mg/l)	水素イオン濃度 (水 素指数)	
一五	二・六八	一・〇	六・〇〇 〇・八〇	通常
二〇	三・七	一・五	五・八〇 〇・六	最大

六 排出水の汚濁状態及び量

汚水等の処理施設 による処理前及び 処理後の汚水等の 一日当たりの通常 の量及び最大の量 (単位 m <sup>3</sup> )	ノルマルへ キサン抽出 物質含有量 (単位 mg/l)	
	B施設	A施設
四	一八四・六	一〇
四	二三九	八〇
四	一八四・六	一〇
四	二三九	一〇

排出水の量(単位 m <sup>3</sup> /日)			
	りん含有量(単位 mg/l)	窒素含有量(単位 mg/l)	(単位 mg/l)
一八八・六	〇・七五	一・四八	
二四三	〇・九	三・三	